

# 令和6年度事業計画

## 1. 基本方針

政府による新型コロナウイルス感染症に関する対策の見直し等を受け、次第に日常生活からコロナの影響が薄れ収束に向かっています。タクシー業界ではインバウンドの増加等も相まって需要が拡大してきました。一方で、コロナ禍で離職者が増えたことによりタクシー不足が叫ばれるようになりました。こうしたなか、ライドシェア導入の声が高まり、国会や政府のデジタル行財政改革会議等において議論され、昨年12月20日に中間とりまとめが示されました。その結果、道路運送法第78条第3号の公共の福祉に基づいて、タクシー事業者が運送主体となり地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給する制度の創設が決定されました。本年4月実施を目指し制度設計が進められています。また、タクシー会社以外の配車プラットフォーム等が行うライドシェアそのものについては本年6月の結論に向け議論が開始されることとなりました。さらに、東京ハイヤー・タクシー協会では新たな仕組みに先駆け、時間帯、地域を絞り、配車アプリ・キャッシュレス決済限定の「日本型ライドシェア」の募集を開始しています。タクシー業界には大きな変革期が訪れています。

また、昨年12月28日、国土交通省よりUターン・Iターンに関する改正通達が発出されました。これを受け各地方運輸局長より個人タクシーとして許可が受けられる地域が公示されています。個人タクシー業界としてはメリットもあり協力していくものがありますが、事業者団体との繋がりや所属のあり方、交通空白地での営業方法・決済システムの活用など解決すべき問題も多く抱えています。

さらに、個人タクシーの激減状態は続いており、会費収入の減少から組織のスリム化を図っていますが、引き続き経費の削減は必須となっています。

このほか、重大事故の発生、飲酒運転や無車検・無免許運行、不適正営業の発生など個人タクシー業界は問題が山積しています。

このように個人タクシー事業を巡る環境は多岐にわたり、本年度も各事項に適宜対応していかなくてはなりません。組織、各団体、事業者各位が一丸となって安全性確保の徹底、サービス・資質の向上に取り組み、利用者の評価と信頼を高めていく必要があります。

令和6年度はこうした諸問題への問題意識と目的意識を根幹に据え、本会の公益目的事業である「安全輸送を確保するために必要な事業」と「タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業」を中心として、特に次の諸施策を重点的に推進していくことといたします。

第1に、タクシー事業の最大の責務である安全輸送の確保、事故防止活動に取り組んでまいります。

「事業用自動車総合安全プラン2025」を受け協会本部では「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」を策定しています。同プランに基づき支部、会員、所属団体の協力を得ながら事故防止活動や事故削減目標値の達成に向け引き続き積極的に取り組んでまいります。

協会本部においては各団体の取り組み、活動等について情報提供するとともに、ひき続き機関紙、安全運行指導員だより、安全ポスター等を通じて、健康管理のあり方、運転適性からみた安全運転・事故防止ポイントなどについて啓発してまいります。

各支部、会員、所属団体等においては交通安全運動への参加、研修会、講習会の開催等を通じ事故防止活動に取り組むとともに、引き続き法令に基づく健康診断の受診状況の把握や脳MRI健診等スクリーニング検査の推奨、健康管理・運転適性に関する情報収集等、より有効な方法を検討し指導体制の強化をお願いいたします。

第2に、良質な輸送サービスの提供、資質向上対策に取り組んでまいります。

マスターズ制度の適正運営、中核リーダーの積極活用、研修会・講習会の実施、ユニバーサルドライバー研修（UD研修）の受講促進・履修率向上などを通じ、事業者のサービス、資質向上に取り組んでまいります。

マスターズ制度の適正運営については制度参加者の管理、参加状況の集約・分析を行うとともに、協会本部、支部、会員、所属団体それぞれにおいてマスター認定申請における認定条件との照合及び添付書類の精査を行うなど適正運営に努めてまいります。

中核リーダーの積極活用についてはマスターズ制度をはじめ、サービス向上推進運動等の諸活動において、各事業者への指導、情報提供等を行い、事業者の資質向上を図るよう要請してまいります。

研修会・講習会の実施については協会本部、支部をはじめ各団体のそれぞれの場において役員研修会、中核リーダー研修会、期限更新時講習会等の講習会を実施し、役員をはじめ事業者のサービス向上、資質の維持向上に努めてまいります。

UD研修の受講促進・履修率向上については全支部にUD研修を行う有資格者講師がおり、すでにいくつかの支部・会員において計画的にUD研修を実施しております。ひき続きUD研修実施の積極的な取り組みを行い、傘下事業者の受講促進・履修率向上に努めてまいります。また、履修率の低い支部については強力な取り組みへの要請を行ってまいります。併せて、（一財）全国福祉輸送サービス協会が主催するユニバーサルド

ライバー研修講師養成講座の受講事業者に対して、支部からの申請に基づき受講料支援措置を講じてまいります。

第3に、多面的な角度から適正化・高度化を図り、さらなる利用者利便の向上、安心の確保に取り組んでまいります。

アプリ配車、クレジットカード等決済端末機の導入、訪日外国人の利用促進、観光タクシーの普及促進、ASV機能装着車の導入促進を通じて今年度も引き続き利用者利便の向上に努めてまいります。

アプリ配車については利用者がスマートフォンアプリを利用して配車を受けられる車両を増やすとともに、アプリを利用した新たな配車メニューや事前確定運賃、一括定額運賃、変動迎車料金等の運賃メニューに対する情報収集及び情報提供を図ってまいります。

クレジットカード決済についてはクレジットカードはもとより、交通系ICカードや電子マネー等、決済の多様化に適応した端末機の導入を促進してまいります。

多言語対応車については翻訳アプリや電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利用促進を図ってまいります。

観光タクシーについては観光をはじめ、顧客ニーズに対応したサービスを提供する車両の普及を促進してまいります。

ASV機能装着車については誤発進抑制制御装置など、先進安全自動車の導入を促進してまいります。

上記利用者利便向上策の各項目は車両設備に関する調査を通じて導入状況を把握し、導入促進のフォローアップを行ってまいります。

第4に、事業者の相互扶助等をはじめ、安定した制度運営に取り組んでまいります。

特例許可参入枠の充足・譲渡譲受の円滑化による事業者確保、災害時緊急輸送業務の協定、法個の連携、廃業餞別金制度の適正運営など、相互扶助に取り組んでまいります。

事業者の激減状態を少しでも緩和させるには譲渡譲受を積極的に進めながら、特例許可参入枠も充足させる必要があります。法人乗務員の減少に伴い個人タクシー希望者も減っているなか、困難な状況ではありますが、各団体においては事前試験制度をはじめ、許可期限延長、死亡後譲渡譲受の活用など事業者確保に鋭意努力しております。協会本部として各地の申請数等の情報収集や試験問題の速やかな情報提供を引き続き図ってまいります。

第5に、個人タクシーをめぐる環境の変化に適宜適切に対応してまいります。

ライドシェアの導入については個人タクシー業界としては明確に反対の立場をとってまいります。しかしながら、反対を唱えるだけではライドシェア導入の風潮に対抗できません。会員、所属団体には事業者に対しタクシー不足の地域・時間帯等に輸送サービスの提供を求め、法人タクシーとも連携しつつ不足状態が解消するよう協力をお願いいたします。協会本部といたしましても情報収集・提供を図ってまいります。

また、個人タクシーのUターン・Iターンについては事業者又は元事業者が希望する具体的な地域を協会本部で調査し、国土交通省への報告等を通じてUターン等の実現に向け協力してまいります。なお、移動した事業者と事業者団体との繋がり、組合所属のあり方、キャッシュレス等決済システムの活用等の支援体制について、支部・会員・所属団体と情報を共有しつつ問題解決を図ってまいります。

第6に、一般社団法人としての諸規程並びに関係事務の整備について取り組んでまいります。

組織運営、会議運営等と照らしあわせ、引き続き諸規程の整備を検討し、適正運営を行ってまいります。併せて、本部・支部一体化による支部会計の取り扱いをはじめとする関係事務について、協会本部、支部・会員、所属団体間の一層の情報共有を図るとともに、緊密な連携を図ってまいります。

令和6年度は以上の諸点を基本方針とし、加入事業者数の激減に伴う会費収入の減少を踏まえ、引き続き財務状況を勘案しつつ、事業の優先性・緊急性を見定めながら、諸事業を推進してまいります。

## 2. 事業計画

### (1) 安全輸送を確保するために必要な事業

- ① 「事業用自動車総合安全プラン2025」、「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」、「支部総合安全プラン2025」の積極的取り組み
- ② 高齢事業者等の安全講習会の実施
- ③ 健康管理・運転適性チェックの徹底
- ④ 安全運行指導員制度の適正運営
- ⑤ 安全運行指導員の積極活用
- ⑥ 安全運行指導員だよりの作成・発行
- ⑦ 交通安全運動の実施
- ⑧ 交通安全運動優秀団体の表彰

### (2) タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業

- ① マスターズ制度の適正運営
- ② 中核リーダーの積極活用
- ③ 役員研修会・中核リーダー研修会の検討・実施
- ④ ユニバーサルドライバー研修（UD研修）の受講促進・履修率向上
- ⑤ サービス向上推進運動の実施
- ⑥ 営業適正化指導の積極推進
- ⑦ 期限更新時講習会の実施
- ⑧ 支部、会員が行う試験講習会の内容充実
- ⑨ 「苦情相談窓口」の充実・強化、苦情・忘れ物等への適切な対応

### (3) 事業推進を確保するために必要な適正化高度化事業

- ① アプリ配車の推進
- ② クレジットカード等決済端末機の導入促進
- ③ 訪日外国人の利用促進
- ④ 観光タクシーの普及促進
- ⑤ ASV機能装着車の導入促進

### (4) 事業者の相互扶助等を図るために必要な事業

- ① 特例許可参入枠充足・譲渡譲受円滑化による事業者確保

- ② 災害時緊急輸送業務の協定
- ③ 法人タクシー・個人タクシーの連携
- ④ 廃業餞別金制度の適正運営

**(5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業**

- ① 個人タクシーが抱える課題解決に向けた取組パッケージの積極推進
- ② 個人タクシー中期取組計画の積極推進
- ③ タクシー事業、営業環境に係る諸問題への対応
- ④ 個人タクシー実務必携（令和7年度版）の製作協力及び監修
- ⑤ 機関紙の作成・発行
- ⑥ 冊子・ホームページ等による業界組織・事業の情報提供とPR活動
- ⑦ 個人タクシー事業関連調査の実施、情報収集と研究
- ⑧ 「数字でみる個人タクシー」の作成・発行
- ⑨ 表彰規程による表彰、国土交通大臣表彰等の推薦事務・受賞者に対する顕彰
- ⑩ 協会諸規程並びに関係事務の整備
- ⑪ 本部・支部事務局の連携